

措置結果通知書（令和4年度定期監査及び行政監査）

| No. | 報告提出日 | 監査等の名称 | 区分 | 部署名 | 指摘事項の名称 | 公表した指摘事項 | 判断 | 指摘事項に基づく措置の状況 |
|-----|---------|--------------------|----|--------------------------|---------------------------|---|--------|--|
| 2 | R4.12.8 | 定期監査 及び行政 監査 | 指摘 | 上下水道局総務 課，同下水道工務 課 | (2) 現金取扱上 の不備があるも の | <p>本件は，上下水道局下水道工務課において，柏市上下水道事業会計規程（以下「規程」という。）に定める企業出納員，分任企業出納員及び現金取扱員を置いていないにもかかわらず，下水道台帳に基づく図面の売却代金を日常的に収納していた事案である。</p> <p>上下水道局における現金の収納事務については，規程第2条において，職員による現金の収納事務を行う場合は企業出納員，分任企業出納員及び現金取扱員を置くことや，企業出納員は取り扱う事務に応じて課長を充てることが定められている。</p> <p>また，規程第3条には，上下水道事業管理者が，企業出納員に対して委任する事務の内容が列記されており，下水道工務課が行う収納事務は規程第3条第5号の「金銭の出納を行うこと」に該当する。しかしながら，本監査で確認したところ，規程第3条第5号の収納事務については上下水道局経営企画課長のみ委任しており，下水道工務課は現金の収納事務を根拠のない中で行っていたことになる。</p> <p>今回の事案は，令和4年度に水道部及び下水道部門の組織を統合した際に規程の改正に不備があったことが原因だが，日頃から収納事務がどの規定に基づいて行われるのかということを確認していれば防げた可能性は高い。特に管理職においては，組織統合に伴う規程の改正箇所を確認するという当然行うべき業務を怠っており，職責に対する自覚を欠いたもので極めて遺憾である。</p> <p>今後は改めて管理職としての職責を自覚し，所属内における所管事務の根拠法令等を改めて確認するとともに知識の習得を図り，法令等に基づく適正な行政事務の執行を徹底されたい。</p> <p>なお，今回発覚した事実を踏まえ，担当部署では早急に規程の改正を進めており，改正された規程の施行までの間は，規程第3条第5号の委任を受けている経営企画課長の命令により，下水道工務課の職員が収納事務を行っているとのことである。</p> | 措置を講じた | <p>（上下水道局総務課，同下水道工務課）</p> <p>今回の指摘を受け，柏市上下水道事業会計規程第2条第2項を改正（令和4年12月22日施行）し，下水道工務課長を新たに企業出納員に充て，下水道工務課が行っている規程第3条第5号の収納事務を下水道工務課長に委任できるように改めた。</p> <p>これに伴い，同日より下水道工務課職員は，現金取扱員として，下水道工務課長の命令により収納業務を行っている。</p> <p>また，下水道工務課では，管理職を含めた全職員に対して，収納業務の規程の根拠等について，周知徹底を図っている。</p> |